



マネー・ローンダリング防止プログラムについての声明文

フランクリン・リソーシズ・インクは、米国カリフォルニア州サンマテオに本拠を置く持株会社であり、その子会社とともにフランクリン・テンプレトン（以下、「FT」という）として事業展開しています。米国における FT 傘下企業は、米国証券取引委員会を含む、各規制機関による規制の対象です。なお、米国外の FT の傘下企業も、現地規制当局の監督下にあります。

FT は、マネー・ローンダリングやテロおよび犯罪活動への資金提供と闘う国際的な取り組みに断固たる信念を持って取り組んでおり、事業を行う法域で適用されるすべてのマネー・ローンダリング防止（以下、「AML」という）およびテロ資金供与防止（以下、「CFT」という）に関する法律、規則、基準への完全なる準拠に対してあらゆる努力を行っております。

また、全社的にマネー・ローンダリング防止/テロ資金供与防止プログラム（以下、「AML/CFT プログラム」という）を確立し、世界各国で AML/CFT プログラムへの対応を行う責任者を任命しています。AML/CFT プログラムには、顧客デューデリジェンス（ハイリスク顧客や外国の政府等において重要な地位を占める者（PEP）に対する強化されたデューデリジェンスを含みます）、不審な取引の特定、監視、報告、「シェル・バンク」との取引禁止、記録の保存、各国の責任者の指定、担当者に対する AML/CFT 研修等の実施、AML/CFT プログラムの定期的かつ独立したテストの実施などが含まれており、脱税、人身売買/密輸、兵器拡散資金供与、詐欺といった、一般的なマネー・ローンダリングやテロ資金供与の類型監視に関する統制も対象としています。このような監視統制には、商品の種類、顧客プロファイル、法域のリスクを考慮したリスクに基づく手法を用いて適用されます。本声明に関するご質問は、お近くのフランクリン・テンプレトン担当者または事務所までお寄せください。